

一般社団法人茨城県公認心理師協会 倫理規程

(趣旨)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、一般社団法人茨城県公認心理師協会（以下「本会」という。）定款第4条の目的を達成するために、本会会員に関する倫理問題への対応について必要な諸事項を定める。

(目的)

第2条 この規程は、会員が行う心理臨床に関わる活動における倫理について、その適正を期することを目的とする。

(倫理綱領)

第3条 本会は会員がその専門業務等に従事するに当たって遵守すべき事項に関する倫理綱領を、別に定める。

(倫理委員会)

第4条 本会は第3条に係る事項を審議するために倫理委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(委員会の業務)

第5条 委員会は、前条の目的を達成するために、本会会長（以下「会長」という。）の指示のもとに、次の業務を行う。

- (1) 本規程及び倫理綱領等の改廃に関する審議
- (2) 会員の倫理向上に向けての本会への提言
- (3) 会長からの諮問に基づく倫理違反に関する調査及び結果の答申
- (4) 本会への倫理に関する問い合わせについての本会の事務局員等への助言
- (5) その他、会長が必要と認める業務

(委員会の構成)

第6条 委員会は本会理事会より選出された理事1名及びその理事より指名され理事会において承認された会員若干名をもって構成する。任期は定款第28条1項（理事の任期）の規定を準用する。ただし、再任は連続2期を限度とする。

2 委員長は、本条第1項の理事が会長の指名を受けて就くものとする。

3 第5条（3）に定める業務中に担当委員の任期が満了した場合であっても、当該業務が終了するまでの間、その担当委員が当該業務を継続することができる。ただし、委員としての業務執行は、当該業務に関するものに限る。

(委員会の運営)

第7条 委員長は、委員会を開催し、議長となる。

2 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

3 委員長が事故や疾患によって職務を全うできない場合は、委員の互選で選出された委員が委員長職務を代行して行う。

4 倫理調査の被申立人となった委員は、委員会の職務を離れなければならない。なお、理事会にて倫理違反が認められなかった場合は、委員会に戻るができる。

(業務の報告)

第8条 第5条(3)に定める業務については、委員会は会長からの処遇案の答申を付託された日から起算して原則として6ヶ月以内に結果を答申するものとする。ただし、事情により調査に期間を要する等の場合であって、会長が認めたときは期間を延長することができる。

2 委員会は必要に応じて、職能関連諸団体の倫理担当部門と連絡調整するものとする。

3 倫理違反が認められた場合に委員会が答申する処遇案は、注意、嚴重注意、教育・研修の義務付け、一定期間内の会員活動の停止、除名、及びその他の事案に応じて適切と考えられる処遇内容の何れか、又はそのうちのいくつかを含むものとする。

4 第5条(3)に規定するもの以外の業務については、その内容について、必要に応じて会長に報告するものとする。

(処遇)

第9条 第5条(3)に基づき委員会から答申を受けた事案の処遇の決定は、委員会より答申された処遇案を基にして、本会理事会において理事の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

(記録の保管)

第10条 第5条(3)に定める業務に係る記録は、鍵のかかる場所に保管し、会長又は倫理委員長の許可なく、閲覧することができないものとする。

2 保存年限は、前条の理事会の議決の日から10年とする。

(改廃手続き)

第11条 本規程の改廃は、委員会の議を経て、本会理事会での承認ののち、代議員会で決議を行う。

附則 本規程は2024年7月16日より施行する。